

2011年10月17日

閉園した定山溪クマ牧場の現状と問題点 ～動物愛護管理法における特定動物の飼養保管基準の見直しについての考察～

NPO 法人地球生物会議（ALIVE）クマ牧場調査班

<はじめに>

クマ牧場は、日本では1958年に北海道登別に開園した登別クマ牧場を皮切りに、全国に8箇所（うち閉園1箇所）あるが、いずれの施設も実質的に「動物愛護および管理に関する法律（以下、動愛法とする）」の基準はもちろん、動物取扱業者から構成される社団法人JAZA（日本動物水族館協会）自らが策定した基準や倫理要項をも満たさない劣悪な環境下にある。そのうち、北海道の定山溪クマ牧場は2004年に閉園してはいるが、特定動物のヒグマ（*Ursus arctos*：以下ことわりがなければクマとする）が現在も引き続き飼育されている。

2011年6月上旬に、同施設においてクマの健康や福祉を大きく損なう不適切な飼育がなされているとの情報がNPO法人地球生物会議（ALIVE）に寄せられた。会では現状把握と情報収集に努めた結果、動物愛護法違反のおそれが強いとして札幌市に調査を要求し、その実態が新聞やテレビなどのメディアを通して白日の元に曝される運びとなった（北海道新聞、2011a、b）。

本報告書は、同施設の実態を明らかにし、情報収集および匿名調査員による現地調査から得られた情報を元に当該施設の現状と問題点についてまとめ、動物愛護法改正の提言とすることを目的とした。

<調査方法および調査地>

現地調査は札幌市定山溪南区857に位置する定山溪クマ牧場（2004年閉園）である。同施設は、株式会社ふくじゅが所有しているが、問い合わせの窓口が定山溪グランドホテルであったことや新聞の取材（北海道新聞、2011a）に答えているのも同ホテルであることから、実質上の管理・経営母体は同ホテルの所有者ハマノホテルズである（のちに札幌市からの改善指示により2011年9月21日にハマノホテルズが管理者となった）。

調査員（匿名）は、2011年6月27日に同施設において、7:20～8:50の1時間半程度、本クマ牧場の外観やクマの飼育状況についてビデオ撮影を行なった。その際に撮影された映像や調査員の口頭での報告から得られた情報を基に、同施設に関する資料として、「苦情相談処理表」^{*1}と定山溪クマ牧場管理者に対して筆者らが行なったアンケート調査票^{*2}、札幌市からALIVE宛の2つの回答書、同施設について報道された新聞記事に書かれた内容とを比較・参照し、検証を行なった。

クマの飼育形式は、約4mの垂直の壁に囲まれた凹状で、周囲に柵が設けられている「擁壁式」施設である（写真1）。飼育場は3つあり、各々を区別するために本報告書では規模の小さなものから順に、A、B、Cとした（図参照）。飼育されているクマは計13頭で、面積約165㎡の飼育場

Aに4頭、面積約350㎡のBに9頭が確認できた。面積約500㎡のCに飼育個体は確認できなかった。以前はウサギやシカなどが飼われていたらしいが、現時点ではクマ以外の動物は確認できなかった。

施設は所々老朽化していた。クマ飼育場周囲の通路の床の板が抜け落ちそうなところが数箇所あり、また既に抜け落ちて（もしくは撤去されて）いるところが見られた。コンクリートにはひび割れや崩壊が目立つ。クマ飼育場周囲の手すりは一部欠落している箇所があり、侵入者が誤って転落する事故が生じる可能性は否定できない。

(写真1)



(図)

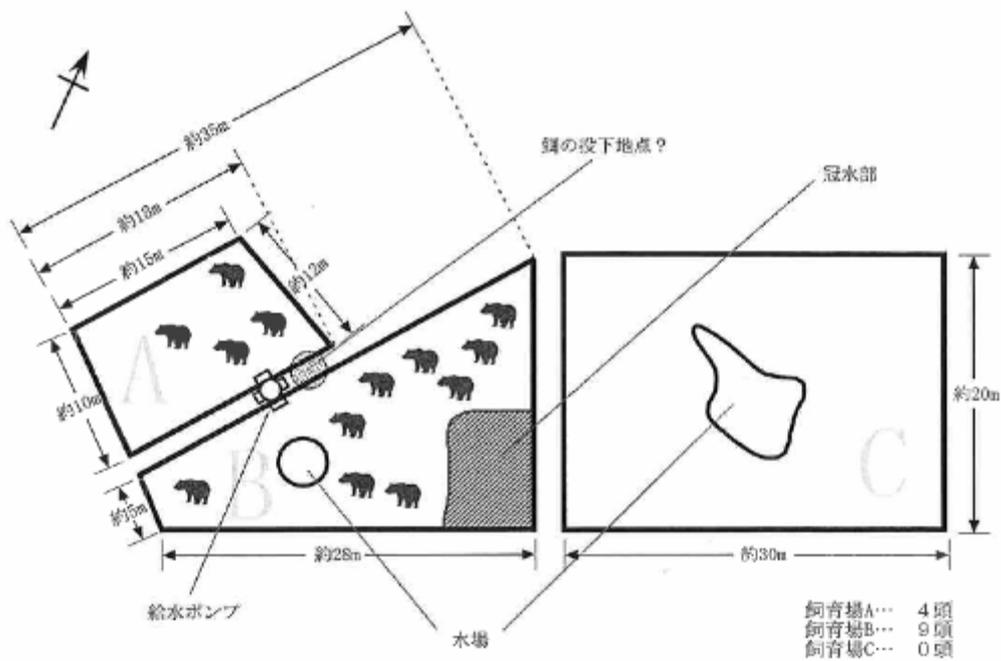


図. 定山溪クマ牧場見取り図と飼育状況.

<結果および考察>

1. 給餌・給水について

当該施設へ査察に入った市担当職員（以後市職員とする）は、当初、餌や水は適切に与えられていたと返答していたが、以下のような現場での状況や痕跡から、適切でないことは明らかであった。

給餌については、飼育場 A と飼育場 B との間を通る通路で、餌を与える際にこぼれ落ちたものと考えられる白く乾燥したもの（のちにパンやおカラであることが判明）が調査時に残されていた。これらの餌に加え、おもにコンビニの残り物を与えていたとのことであった。給餌回数については、アンケート調査票によると管理者は1日1回行なっていると回答している。ALIVE-WSPA（世界動物保護協会）（2003）によると、クマの給餌は、1日に複数回、複数の場所に置いて与えることが望ましいとあり、むろん本クマ牧場の給餌はそのようなクマの生態に配慮された方法でない。

給水については、管理者は給餌後に行なっていると答えていた。つまり給餌と同様に1日1回ということであり、十分な量の給水とはならないのはいうまでもない。給水方法は、飼育場 A と B との間に給水ポンプとホースのようなものがあり、これを用いて管理者が給水しているようである。

飼育場 B については中央付近に水場があり、事実上の給水場所となっていた（複数のクマが水場に入って水を飲んでいたので確認）。しかし、糞尿の混じった不衛生な水場で、感染症や寄生虫、皮膚病、内臓疾患などにかかりやすい危険な状態で、衛生面で非常に問題がある（写真2、3）。一方で飼育場 A には水場は一切なく、水分摂取の面でも明らかに不十分である。

（写真2）



（写真3）



2. 飼育環境について

床は飼育場 A、B ともにコンクリートの上に土が覆っているように見える。土の厚さは不明だが、コンクリートが露出している箇所が散見できたので比較的薄いと考えられる。現地調査・撮影時には飼育場 B では全体の約5分の1程度が冠水し、およそ半分近くの面積がぬかるみ、劣悪な環境を呈していた。排水溝が詰まっているためか（飼育場の外部に設置された排水溝の一部を確認したが流れが滞っていた）、排水がうまく機能していない様子が伺えた（写真3）。

(写真3)



(写真4)



反対に、飼育場 A の床は乾燥気味であった。両者の違いは、飼育場 A から飼育場 B にかけて傾斜が下がっていることに原因があり、このことが飼育場 B の水はけの悪さにつながっていると考えられる。

苦情相談処理表に書かれていた共食いの痕跡は確認できなかったが（一部石灰が濡れて泥状になったとおぼしき箇所があったので、もしかするとここに死体があったのかもしれない）、飼育されていたクマのものと推定される骨がいたるところに散乱していた。頭骨の一部である上顎骨が飼育場 A に1つと飼育場 B に2つ、下顎骨が飼育場 B に1つ確認できた（写真4）ことから、少なくとも計3個体が死亡していることがわかった。A と B いずれの飼育場も過密状態と管理不足が重なり、共食いが行なわれていてもおかしくない状況となっていた。

3. 異常行動について

動物園などで飼育される動物で観察される常同行動がほぼ全ての個体で頻繁に見られた。加えて、強い個体が弱い個体を威嚇する、あるいは攻撃するなどの行動が頻繁に見られ、調査時間の約1時間半の間に飼育場 A で1回、B で3回確認できた。争いによって傷を負ったと考えられる個体が複数確認できた。（写真5）

(写真5)



アンケート調査票における管理者の回答では、飼育個体のうちオスは全て20年齢で、メスは不明であった。飼育場 A の個体については老齢というよりむしろ若齢に見え、飼育場 B については飼育場 A と比べると比較的若齢である個体が多い印象を受けた。しかし、今回撮影された映像を確認してもらった元登別クマ牧場学芸員の前田菜緒子氏によると、「同施設のクマは概して老齢などではない」「ヒグマは30年生きるため20歳台は決して老齢ではない」「例えば登別クマ牧場では

29歳の雄が繁殖可能だった」とのことであった（前田菜緒子氏、私信）。つまり一見素人目に老齢個体に見えたとしても十分繁殖可能であり、雌雄混合飼育にしても繁殖しないとの管理者や市職員の判断が軽率な思い込みであったことがわかる。実際に同施設内で撮影された映像の中で、一部の個体で陰茎が勃起しているのが確認でき、かつマウント行動が映っていた（写真6）。

（写真6）



おそらくはこれまで出産が幾度となくあり、その際に生まれた子どもらはその都度食べられていた可能性が高い。これらは、同施設の管理者が1人でかつ常駐していなかったため、クマの様々な行動変化に気を配ることができず、問題となる事象を見逃してきただけであると考えられる。

前述のように動物の適正飼養および管理の観点から問題が多々あったにもかかわらず、これを継続的に見過ごし特定動物の飼養管理許可を与えていた市当局にも問題がある。例えば、苦情相談処理表によると、現地調査に入った市担当者は「見た感じでは、若齢のクマ、外傷があるクマ、痩せているクマはいない」と報告している。しかし、これは当会の調査結果とは全く異なるもので、真実とは言えない。

特定動物の飼養管理においては、特定動物に詳しい野生動物の専門家をともなった現場検証などが必要である。

4. 法的問題について

定山溪クマ牧場は、かつては観光施設として多くの人に知られており、閉園を知らずに訪れる人もいとみられる。同施設のそばには国道230号線が通っており、札幌駅などの中心街から、あるいは定山溪温泉のホテルが集中する温泉街から同施設までのアクセスは比較的容易であり、交通量も少なくはない。同施設の柵外には建設業者のバラックが隣接し、重機が数機置かれているため、建設作業員の往来や重機の発着が頻繁に行なわれ、関係者以外が出入りしてもわからない状況にあった。

一方、管理者は施設周辺および内部に注意を促す看板類を一切設置せず、侵入を妨げる対策は何もなされていなかった。同施設内へ入るのは非常に容易で、難なく門や柵の隙間など複数箇所から入ることが可能であった。すなわち、特定動物の飼養又は保管の方法の細目第3条二項「第三者が容易に特定動物に接触しないよう措置を講じるとともに、当該特定動物が人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物であり第三者の接触等を禁止する旨を表示した標識を、特定飼養施設又はその周辺に掲出すること」が全く守られていなかったということである。

担当者は常駐しておらず、侵入を阻む対策は皆無であり、第3者への立ち入りを禁じる注意書きもなく、かつ、侵入が非常に容易であるため、同施設への侵入者は少なくなかったと推測できる。実際に飼育場にイスや多数のブロックが投げ込まれていたことは悪質な侵入者を許している証拠であろう。(写真7)

(写真7)



さらに、同施設は、特定動物は飼養頭数の増減で届出の義務を履行していないことから、施設管理担当者は特定動物の飼養に付加する義務について把握あるいは理解していないのではないかと考えられる。このことから、動愛法施行規則第20条1項「特定飼養施設の点検を定期的に行なうこと」、2項「特定動物の飼養又は管理の状況を定期的を確認すること」などが守られていない可能性が高い。

また、同施設で飼育されていたクマは個体識別がほとんどされていない。同法律規施行則第20条3項、詳しくは特定動物の飼養又は保管の方法の細目第2条1項において、哺乳綱に属するヒグマはマクロチップの埋込みによる識別が定められているが、同施設では老齢を理由に免除されている^{※3}。前述したように同施設で飼育されているクマは老齢とはいえ免除はされるべきではない。これについては猶予証明書を発行した獣医師についてもクマについての知識がないものと疑われる。いずれにせよ同法で定められた手続きが形骸化して機能していないことを証明している。

市職員がこれらの様々な問題点を見落とし、表面的な検査で施設の定期点検や飼育状況に問題がないとして飼育許可を与えてきた(北海道新聞、2011b)ことは、動物行政の姿勢や対応に大きな誤りがあったといわざるを得ない。

結果的に同施設管理者がようやく改善指示に応じたのは、多数のメディアが同施設の問題を流すことによって、管理者と行政の意識をようやく正常へと動かすことができたからである。反対に、問題点を把握、認識できる専門家の協力と、市民の監視の目がなければ、動愛法違反や動物虐待を防ぐことはできないことが、本件で明確になったのではないだろうか。

<まとめ及び提言>

(1) 改善指導した飼養管理者の公表

定山溪クマ牧場管理者は特定動物を飼育しているという認識が低く、管理者は飼育が特別に「許可」されているという意味を理解できていない。だからこそ、飼育状況に問題があるとは考えていない（読売新聞、2011）として、市の改善指示を無視し続けていたとみられる。

【提言】クマ類を飼育しているのは、本報告書で取り上げた定山溪クマ牧場を経営するホテル業務のような観光業者が多い。劣悪な環境で飼育していたり虐待が行なわれていたりすることが明らかになれば、当該地域の観光にとってダメージとなりかねない。したがって、違反者に対して違反内容および社名の公表を行なうなどの措置を行なえば、優れた抑止効果となるだろう。関係する観光業者間での監視の目が厳しくなる作用が働くと考えられる。

(2) 野生動物の専門家の協力

特定動物には個体識別のためのマイクロチップ装着が義務づけられている（「特定動物の飼養又は保管の方法の細目」第2条1項）が、定山溪クマ牧場ではクマの生理や生態をよく知らない獣医師が独断で「老齢」を理由に免除の証明書（「特定動物の飼養又は保管の方法の細目」第2条1項ハ(2)）を出している。クマをはじめ、特定動物のすべては野生動物であり、その生理、習性、生態等はそれぞれみな異なり、獣医師であれば動物のすべてを判断できるわけではない。

【提言】適切でない判断を下して猶予・免除許可書等が出されることのないように、対象となる特定動物について知識のない獣医師に判断をゆだねてはならない。証明書を出す獣医師の経歴やその動物種に関する知見の有無を確認するべきである。また、それぞれに野生動物種について詳しい専門家等の助言を求めるようにするべきである。

(3) 特定動物の飼養保管基準の見直し

札幌市の特定動物の飼養管理許可のための確認表には施設についての基準項目のみであり、給餌や衛生管理やその種の生理、習性、生態に基づく適正な飼育ができているかをチェックする項目がない。今回は、たまたま市民団体による監視の目がメディアを動かし問題が露呈したが、このような事例は氷山の一角である。

【提言】動愛法に関わる業務は基本的に自治体に委ねられているが、専門部署の有無や専門家・担当者数の多寡、担当者の意欲の高低などによって大きな格差が生じているのが現状である。本報告書で取り上げた特定動物に関わる許可申請も例外ではなく、自治体によって立入の検査項目内容にもばらつきがある。このような差を埋めるためには、環境省が飼育許可基準項目や査察方法についてのガイドラインを作成し、自治体に配付すべきである。それに加えて、市民団体や専門家（対象となる特定動物について詳しい知識を持たない獣医師は含まない）による監視・監査制度も同時に導入すべきである。

以上、本報告書では定山溪クマ牧場における動愛法違反及び虐待ともいえる飼育状況状を明らか

にし、特定動物であるクマの飼育許可に関わる幾つかの問題点を取り上げた。これらは同施設特有ではなく、全国の多くの特定動物飼育に共通している問題でもある。動愛法の改正において、特定動物の飼養保管のあり方を見直す必要がある。

※1 …札幌市情報公開条例第 11 条第 1 項の規定により求めた、2011 年 6 月 10 日に市が立ち入り調査に入った経緯や調査結果等についての記録が書かれている。

※2 …直接管理者からの話を聞くために連絡をとったところ、定山溪グランドホテル支配人から電話があり、「施設の老朽化が進んでいるため安全に問題があり許可できない」、「施設担当者は 2 名（実際は 1 名であったことが後に判明）いるが、そういう依頼は断っている」と頑なに拒否された。その代わりとなる、飼育実態を調査するためのアンケートへの協力を要請したところ、空欄の多い協力的とはいえないが回答書が送られてきた。

※3 …2011 年 10 月 3 日に札幌市から ALIVE 宛の「定山溪クマ牧場の飼養改善指導ならびに立入調査に関する再質問書に対する回答」によると「マイクロチップによる個体識別措置を行っていない理由は老齢のためで、獣医師の猶予証明書により確認しています」としている。

<文献>

ALIVE－WSPA（世界動物保護協会）（2003）「改善への切なる願い：飼育下にあるクマの福祉 日本
のクマ牧場 2003－調査報告と提言」ALIVE 資料集 No. 16。

北海道新聞（2011a）「雌雄一緒繁殖の恐れも」北海道新聞 2011 年 8 月 26 日。

北海道新聞（2011b）「クマ飼育環境劣悪」北海道新聞 2011 年 8 月 18 日。

読売新聞（2011）「定山溪の旧クマ牧場、立ち入り検査」2011 年 8 月 25 日。